

| | | |
|-----------------|--|----------|
| 適用法令 | <u>化審法（優先評価化学物質）</u> | |
| 主な法規制 対象物質 | 一般名称（通し番号/参考 官報公示整理番号） | 略号 |
| | ヘキサメチレンジイソシアネート (43/2-2863) | HDI |
| | 4,4' - ジフェニルメタンジイソシアネート (74/4-118) | 4,4'-MDI |
| | ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート (225/7-872) | PMDI |
| | イソホロンジイソシアネート (284/3-2492) | IPDI |
| 取扱事業者 の主な義務 | <p><u>(法第9条)</u></p> <p>優先評価化学物質を製造または輸入した者は、経済産業省令で定めるところにより、優先評価化学物質ごとに、毎年度、前年度の製造数量又は輸入数量その他経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければなりません。</p> <p>但し、年間の製造量または輸入量が1トン未満の事業者は届け出の対象外です。</p> <p><u>(法第41条)</u></p> <p>優先評価化学物質を製造または輸入を業とする者は、<u>有害性情報の報告に関する省令</u>に定める有害性情報を入手したものは、情報を入手した日から60日以内に当該有害性情報を化審法を所管する経済産業省、厚生労働省、環境省に報告しなければなりません。</p> | |
| 最終確認： 2025年4月1日 | | |